

## 山梨県立大学 学生相談窓口規程

(平成22年4月1日制定 大学第2103号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学生相談窓口（以下「学生相談窓口」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 学務課及び池田事務室に学生相談窓口を置く。

2 学生相談窓口は、学生の相談に関する総合的窓口の役割を担う。

3 学生相談窓口は、学生に必要な応じ他の相談組織を紹介する。

(相談内容及び組織)

第3条 学生の相談内容及び組織は、次のとおりとする。

- (1) 修学に関する事 (学務課、池田事務室)
- (2) 生活及び奨学金に関する事 (学務課、池田事務室)
- (3) 進路に関する事 (学務課、池田事務室)
- (4) 心身の健康に関する事 (保健課)
- (5) ハラスメントに関する事 (学務課、池田事務室)
- (6) その他、大学生活を送る上で必要な相談 (学務課、池田事務室)

(学生相談連絡会)

第4条 学生相談組織の連携を図るため、必要に応じ学生相談連絡会を開催する。

2 学生相談連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学務課長
- (2) 保健課長
- (3) 池田事務室長
- (4) 学生相談窓口担当者

3 学生相談連絡会は、前項第1号に掲げる者が招集し、代表となる。

(守秘義務)

第5条 相談に関わった者は、学生のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を、相談者の許可なく、他に漏らしてはならない。

2 相談に関わった者は、緊急事態が生じたとき、又はその可能性が高いときは、相談者の許可なく、支援者及び関係する教職員並びに関係機関などに連絡することができる。

(相談事項の報告)

第6条 相談に関わった者は、相談事項が重要と認めるときは、その内容を理事（教育・厚生）に報告する。

(庶務)

第7条 学生相談窓口に関する庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生相談窓口に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規定の施行の日前日から在学する者に係る山梨県立大学 学生相談窓口規程

第5条第2項の規定の適用については、「支援者」とあるのは「父母又は近親者」とする。